

令和2年第8回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和2年8月25日(火)
開 会 午後1時30分
閉 会 午後1時40分
- 2 場 所 羽咋市役所401会議室
- 3 出席委員(11人)
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糶田 幸雄 ④徳和 己嗣
⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀
⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(1人)
⑤松生 朋広
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(5人)
⑭岡田 信夫 ⑮岡田 耕一 ⑯悦永 秀雄 ⑰南 邦夫
⑱稲農 幹夫
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(7人)
⑬梶谷 武史 ⑭村田 清二 ⑮森田 三男 ⑯芝田 俊幸
⑰三宅 一徳 ⑱瀬戸 明 ⑲長濱 義雄
- 7 事務局員 清水事務局長、出口次長、渦辺主事、山出会計年度任用職員
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (3) 農地法制限除外の農地の移動届について
- 9 議事録署名委員 1番 岩城委員 2番 屋後委員
- 10 会議の結果
議案1件及び報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、ご案内の時間となりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
本日お集まりの皆様方におかれましては、先月の組織総会后、初めての委員会総会となります。本市の農地利用最適化に向けてご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。5番委員の松生委員が欠席される旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。
ただいまの出席委員は11名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、代議委員12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。
議 長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の議件についてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・報告第2号 農地法制限除外の農地の移動届について
- となっております。

以上の3件でございます。

なお、この会議は会長が議長となりますので、ここからの進行を、会長、よろしく願いいたします。

議長 では、会議を開きます。

本日の議事録署名員に、1番、岩城委員、2番、屋後委員を指名します。

では、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

まず、農地法3条とは、農地の所有権や賃借権などの権利移動を行う場合の規定を定めたもので、権利移動をする際には農業委員会の許可が必要となっております。

整理番号1番、今回の申請地は〇〇町の田1筆で、面積1,037㎡です。

位置図は3ページに記載されていますので、併せてご確認ください。

譲渡人は〇〇市の〇〇さん、譲受人は〇〇町の〇〇さんです。

譲受人の申請事由は経営規模の拡大で、贈与による所有権移転となっております。

申請者の〇〇さんは父と家族で農業を営んでおりまして、世帯の経営面積は100アールであることから、当該地区の下限面積の要件30アールを満たしています。

以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんにご意見を伺いますが、事務局。

事務局 担当委員の〇〇委員から事前に事務局にご連絡をいただいております。

譲渡人と譲受人は親戚であり、現地も耕作されていることを確認しましたので、所有権移転については特に問題ない旨の報告を受けております。

議長 担当委員さんにご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認め、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第1号」は原案どおり承認することに決定いたします。

議長 次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

並びに「報告第2号 農地法制限除外の農地の移動届について」を議題とします。

関連性がございますので一括上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号」、「報告第2号」につきましては、同一地番の申請となっておりますので、一括して説明いたします。

まず、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」です。

議案書の4ページをお開きください。

こちらの通知については、農地を耕作する目的で利用権設定をされている契約の期間中に、貸し手と借り手が合意解約をする場合に提出していただくものとなっております。

申請地は〇〇町の畑1筆で、〇〇さんの農地を〇〇が借り受けていましたが、〇〇さんが農機格納庫を建設するに当たり、この賃借権を解約するものです。

解約日等につきましては、こちらに記載のとおりとなっております。

続けて、議案書の5ページをお開きください。

「報告第2号 農地法制限除外の農地の移動届について」です。

通常、農地を農地以外のものにする際には4条の転用申請をし、県知事の許可を受けることが必要となりますが、200㎡未満の農作業用施設を建設する場合に限り、農業委員会への届出により許可を受けることができます。今回は、その申請となっております。

申請地は、先ほどと同じ、〇〇町の畑1筆となっております。

位置図は、6ページに記載されています。

面積481㎡のうち、49.5㎡を農機格納庫建設のために転用するものです。転用に当たり、生産組合の同意を得ております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

農地法制限除外について、担当委員の〇〇委員さん、お願いします。

担当委員 この〇〇さんは、農業法人の中の一人でございます。今回、農業機械拡大に伴って、これまで農機を格納していた場所が小さくなったそうです。コンバインやトラクターなどを保管するにあたり、新しい格納庫が必要だということで、今回、そういった申請になっているということです。

生産組合のほうも了承しているということで報告いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんはご異議なしということですが、「報告第1号」及び「報告第2号」について何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 　では、異議なしと認め、「報告第1号」並びに「報告第2号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

　以上で本日の審議は全て終了しました。

　ここで、一旦、委員会を閉会し、その他の案件に入ります。

終　了

議事録署名人 会　長

署名人

署名人